

平成31年4月1日

道路施設工事特記仕様書

本仕様書は名古屋市緑政土木局が所管する道路施設のうち、

- ・道路標識
- ・道路照明
- ・道路反射鏡
- ・横断歩道橋
- ・のり面
- ・擁壁
- ・カルバート
- ・道路情報提供装置

の設置工事または修繕工事に適用する。

1. 上記道路施設の設置工事または修繕工事後、本市が定めた調書等を整備すること。
併せて記入マニュアルに従い、システム補正資料を作成し監督員に提出すること。

2. その他疑義が生じた場合は監督員と協議し指示に従うこと。

記入マニュアル…名古屋市公式ウェブサイト > 生活と住まい > 道路・川・みどり > 道路の維持・修繕・交通安全対策 > 道路の維持・補修 > 道路施設を管理するシステムの補正にかかる各種資料

<http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000062671.html>